

介護保険給付に関するQ&A

◆短期入所生活介護

問1 同一の短期入所生活介護事業所を30日利用し、1日だけ自宅や自費で過ごし、再度同一の短期入所生活介護事業所を利用した場合は減算の対象から外れるのか。

(答) 短期入所生活介護の利用に伴う報酬請求が連続している場合は、連続して入所しているものと扱われるため、1日だけ自宅や自費で過ごした場合には、報酬請求が30日を超えた日以降、減算の対象となる。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問76
----	---

問2 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所した場合は減算の対象となるが、特別養護老人ホームと併設の短期入所生活介護事業所から特別養護老人ホームの空床利用である短期入所生活介護事業所へ変わる場合は減算対象となるか。

(答) 実質的に一体として運営していると考えられるので、同一事業所の利用とみなし、減算の対象とする。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問79
----	---

問3 短期入所生活介護の利用者には、施設の配置医師が医療的な処置を行うものと考えますが、医療連携強化加算においては、利用者の主治医や協力医療機関に優先的に連絡を取ることが求められているのか。

(答) 必要な医療の提供については利用者ごとに適切に判断され、実施されるべきものである。なお、当該加算は、急変のリスクの高い利用者に対して緊急時に必要な医療がより確実に提供される体制を評価するものであることから、急変等の場合には当然に配置医師が第一に対応するとともに、必要に応じて主治の医師や協力医療機関との連携を図るべきものである。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.471平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2) (平成27年4月30日)問68
----	--

問4 静養室において緊急に短期入所生活介護の提供を行った場合、従来型個室と多床室のどちらで報酬を算定するのか。

(答) 多床室の報酬を算定し、多床室の居住費(平成27年8月以降)を負担していただくこととなる。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問74
----	---